

総量規制基準改定による汚濁負荷削減の見込み

総量規制専門委員会報告案のとおり C 値の範囲を設定することにより、指定地域内事業場の汚濁負荷量がどの程度削減されるか、東京湾、伊勢湾、大阪湾について試算を行った。

現時点では各都府県が採用する C 値が未定のため、負荷削減見込み量の算定は困難であるが、削減見込み量の幅を推定する観点から、極端なケースも想定した。

1 仮定した条件

(1) C 値

自治体 C 値が次のケース 1、ケース 2 のとおり改正されることを想定した。

現状	平成 16 年度において、各指定地域内事業場が測定した汚濁負荷量（年平均値）の合計値
ケース 1	改正後の C 値の範囲の <u>上限</u> まで自治体 C 値切下げ（既に上限未満となっている自治体の C 値は現状維持）
ケース 2	改正後の C 値の範囲の <u>下限</u> まで自治体 C 値切下げ

(2) 特定排出水の濃度

平成 16 年度における各指定地域内事業場の特定排出水の濃度（年間平均）が

- ・ C 値以下の場合→平成 16 年度年平均濃度のまま推移する
- ・ C 値を超過する場合→C 値まで年平均濃度が改善される

とした。

2 試算結果

次頁以降に試算結果を示す。留意点は次のとおりである。

○試算は、指定地域内事業場（総量規制対象事業場）について行った。指定地域内事業場以外の負荷は試算に入れていない。第 6 次総量規制の実施により、指定地域全体において、下水道整備等様々な対策を進めることで、全体的に汚濁負荷の削減が図られる。

○東京湾、大阪湾では指定地域内事業場に占める生活排水の割合が大きいため、指定地域内事業場のうち製造業等の負荷の削減が目立たない。

○ケース 2 については、全都府県が C 値の範囲の下限を採用するという極端な条件である。

○総量削減基本方針は年平均負荷量で示しているため、ここでは年平均濃度で試算を行った。総量規制基準は毎日適用されるため、指定地域内事業場が常に C 値の範囲で操業するなら、その年平均濃度は C 値をさらに下回ることになる。したがって、各ケースにおける試算結果よりさらに負荷が削減されることになる。